

公益財団法人岡山県体育協会普及委員会規程

第1章 総則

第1条 公益財団法人岡山県体育協会（以下「本会」という）定款第40条の規定に基づいて普及委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第2章 目的および事業

第2条 この委員会は、次の事業を審議し、理事会の承認を経て、これを処理する。

- 1 加盟団体の育成、組織の拡充、強化に関すること。
- 2 地域スポーツ指導者の養成と地域スポーツクラブの育成に関すること。
- 3 広報に関すること。
- 4 その他地域スポーツの普及振興等生涯スポーツの推進に関すること。

第3章 組織

第3条 この委員会は、次の委員をもって構成し、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。

- 1 代表理事が指名する理事 若干名
- 2 代表理事が指名する加盟団体関係者 若干名
- 3 代表理事が指名する学識経験者 若干名

第4章 役員

第4条 この委員会に、次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1名

第5条 委員長および副委員長は、理事である委員のうちから代表理事が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故または欠けたとき、その職務を代行する。

第7条 委員および役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または、現任者の任期とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても、後任の就任までその職を行う。

第5章 委員会

第8条 この委員会は随時開催するものとし、委員長が招集して議長となる。

第9条 この委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催し議決することができない。

第10条 この委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年9月17日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年6月14日から施行する。
- 3 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。